

令和2年度 移住定住に関連する各種施策(医療支援関係)について

市町村	区分	事業名	事業内容
岐阜市	医療支援	子ども医療費助成	0歳～中学校卒業(15歳に達した日以後の最初の3月31日)するまでの子どもが入院や外来でかかる保険診療の自己負担分を助成。
大垣市	医療支援	子ども医療費支給事業	高校生相当年齢者の18歳到達後初めて迎える3月31日までを助成対象とし、入院、通院医療費の全額を助成する。
	医療支援	特定不妊治療費助成事業	特定不妊治療費のうち、県から受けた助成を控除した額について助成する。(限度額 10万円/回(妻の年齢によって回数制限あり。))
	医療支援	一般不妊治療(人工授精)の助成	一般不妊治療(人工授精)に係る保険適用外の治療費について助成する。(1/2以内 上限5万円) ※3月～翌年2月の診療分を単年度の対象とする。 ※補助を開始した月から継続する2年間(最高10万円(5万円×2年度))
高山市	医療支援	一般不妊治療(人工授精)の助成	医療給付の対象とならない一般不妊治療(人工授精)に要した費用に対して、1年度あたり、10万円、通算2年を上限に助成します。(所得制限あり)
	医療支援	特定不妊治療費の助成	特定不妊治療に要した費用に対して、1回あたり30万円を限度に、県助成の上乗せを含めて通算10回まで助成します。(所得制限、妻の年齢制限あり)
	医療支援	特定不妊治療支援利子補給金	特定不妊治療を受けるご夫婦に対し、1回の治療につき50万円以内で総額最大200万円までを融資の限度額として、それぞれの借入につき3年以内で利子の全額を補助します。
	医療支援	妊婦歯科検診	委託歯科医療機関にて無料で歯科検診を受診できます。
	医療支援	子どものインフルエンザ予防接種費用の助成	インフルエンザ予防接種費用の一部を助成します。 助成金額:1回の接種につき2,200円 対 象:生後6か月から13歳未満は2回、13歳から中学3年までは1回
	医療支援	健康診査	中学3年生から39歳以下の市民に生活習慣に関する健診を行っています。 25歳以下は無料で受診できます。 中学生・高校生については、夏休みの期間中に受診できます。
	医療支援	子ども医療費助成	0歳～中学校卒業(15歳に達した日以後の最初の3月31日)するまでの子どもが入院や外来でかかる保険診療等の自己負担分を助成。
多治見市	医療支援	特定不妊治療費助成事業	特定不妊治療費のうち、県から受けた助成を控除した額について助成する。(限度額 10万円/1年度中)
	医療支援	一般不妊治療(人工授精)の助成	一般不妊治療(人工授精)に係る保険適用外の治療費について助成する。(1/2以内 上限5万円を通算2年まで助成) ※3月～翌年2月の診療分を単年度の対象とする。
	医療支援	福祉医療費助成	下記の方の外来や入院にかかる医療費(保険診療分)の自己負担分を助成しています。 ・中学校卒業(15歳に達した日以後の最初の3月31日)までの子ども ・18歳未満の子どものいるひとり親家庭(所得制限があります)

令和2年度 移住定住に関連する各種施策(医療支援関係)について

市町村	区分	事業名	事業内容
関市	医療支援	新生児聴覚検査費用助成	生後6か月未満の方について、検査後6か月以内に手続きをした方に、検査費用の一部を助成(1人1回)。検査をした日に保護者及び児ともに関市に住所がある方に限る。助成限度額は3,700円で、それに満たない場合は検査費用全額。
	医療支援	一般不妊治療費助成事業	一般不妊治療(人工授精)を受けた天婦に対し、治療に要する費用の一部助成を実施 1年度あたり5万円を限度(ただし、本人負担額の2分の1が5万円に満たない場合は、少ない方の金額)に2年間助成。対象は以下のとおり。 1一般不妊治療以外の治療法では妊娠の見込みがないか、または極めて少ないと医師に診断された方 2申請する時点で夫、妻いずれか一方または両方が、市内に住所を有し、法律上の婚姻をしている夫婦 3夫婦の所得が合計で730万円未満の方 4市税の滞納のない方
	医療支援	特定不妊治療費助成事業	特定不妊治療(体外受精・顕微授精)に要する費用の一部を助成。1年度あたり10万円を限度とし、通算5年間の助成。 助成対象者は次のすべてに該当する方。 ①夫婦のいずれか一方又は両方が助成金の交付申請をした日まで1年以上市内に住所があり、法律上の婚姻をしている方 ②特定不妊治療(体外受精・顕微授精)を岐阜県の指定する医療機関で受けている夫婦 ③夫婦の前年の所得(1～5月の申請は前々年度の所得)の合計額が730万円未満の方
	医療支援	ヤング健診	30～39歳の方対象に、生活習慣病予防のための健診を500円で実施。 対象者には、6月上旬に関市健診受診券を郵送し、健診内容・受診方法等を周知。
	医療支援	歯科健診	30～39歳の方対象に、歯周病予防健診を無料で実施。 対象者には、6月上旬に関市健診受診券を郵送し、健診内容・受診方法等を周知。
	医療支援	子ども医療費助成	中学校3年生までの通院・入院の医療費助成(保険診療の自己負担分)。 助成方法は県内現物、県外償還。所得制限なし。
	医療支援	妊婦健康診査費助成	関市在住の妊婦に健康診査受診票を14枚発行し、健診料の一部を公費負担する。
	医療支援	出産育児一時金	国民健康保険に加入している方が出産したとき、出産育児一時金を支給。 ・産科医療補償制度に加入している医療機関で出産した場合:40万4千円+1万6千円(合計42万円) ・産科医療補償制度に未加入の医療機関や自宅・海外などで出産した場合:40万4千円
中津川市	医療支援	福祉医療費助成事業	下記対象者の方の外来・入院にかかる医療費(保険診療分)の自己負担分を助成します。 ・出生～中学校卒業までの子ども ・重度心身障がい者 ・母子・父子世帯の18歳未満の子どもと親
	医療支援	予防接種助成事業	子どものインフルエンザ予防接種費等に市独自で上乗せ助成。
	医療支援	不妊治療費助成(特定・一般)	特定不妊治療(体外受精・顕微授精)と一般不妊治療(人工授精)にかかる費用の一部を助成します。
	医療支援	妊婦健康診査費助成	妊婦健康診査受診票14枚を発行。健診料金の一部を公費負担しています。
医療支援	ドクターカー	「助かる命は助けたい!」24時間365日、緊急現場での医師による診察を行います。	
美濃市	医療支援	福祉医療費助成制度(乳幼児・小中学生・高校生)	高校3年生までの子ども(18歳に達して初めて迎える3月31日までの)医療費を助成 ※乳幼児から中学生…保険診療の自己負担分 ※高校生…入院費
	医療支援	特定不妊治療費助成事業	特定不妊治療(体外受精・顕微授精)に要する費用の一部を助成。1年度あたり10万円を限度とし、通算5年間助成。
	医療支援	一般不妊治療(人工授精)の助成	一般不妊治療(人工授精)に係る保険適用外の治療費について助成する。(3/4以内 上限7.5万円)
	医療支援	新生児聴覚検査費用助成	聴覚障害を早期に見出し、支援するため、新生児聴覚検査費用の一部(上限3,700円)を助成する。
	医療支援	子どものインフルエンザ・おたふくかぜ予防接種費用の助成	満1歳から中学3年生までの子どもを対象に、インフルエンザ予防接種の接種費用を一部助成します。 満1歳から3歳までの幼児を対象に、おたふくかぜ予防接種の接種費用を一部助成します。
	医療支援	ヤング健診	18～39歳の方対象に、生活習慣病予防のための健診を実施。
	医療支援	妊産婦健康診査費助成	妊産婦健康診査費用の一部を助成。
	医療支援	小児生活習慣病予防健診	小学校5年生と中学2年生を対象に、血液検査(脂質検査)を実施。
瑞浪市	医療支援	福祉医療費助成経費(市単)	中学生までのお子さんを対象に、保険診療による医療費の自己負担額を助成します。
	子育て支援	小児のインフルエンザ予防接種に助成	満1歳から中学3年生まで、2,000円を助成します。
	医療支援	不妊治療費助成(一般・特定)	不妊治療を受ける夫婦の経済的負担の軽減のため、治療の一部を助成。
	医療支援	妊婦健康診査	健康診査受診券を14回発行、費用の一部を助成します。

令和2年度 移住定住に関連する各種施策(医療支援関係)について

市町村	区分	事業名	事業内容
羽島市	医療支援	乳幼児等医療費助成	中学校卒業まで、病気などにより医療機関で受診した場合に支払う保険診療分の自己負担額を助成するもの。
	医療支援	青壮年期健診	20歳、30歳を対象とした歯科健康診査、20、30歳を対象とした医科健康診査を実施する。
	医療支援	特定不妊治療費助成	体外受精及び顕微授精による不妊治療(特定不妊治療)を受けた夫婦に対し、治療に要した費用(保険適用外の自己負担分)の一部を助成
	医療支援	一般不妊治療費助成	人工授精(一般不妊治療)による不妊治療を受けた夫婦に対し、治療に要した費用(保険適用外の自己負担分)の一部を助成
恵那市	医療支援	インフルエンザ予防接種費助成事業	満1歳から中学3年生までの子ども。インフルエンザ予防接種の接費用が一部補助されます。
	医療支援	子ども福祉医療費助成	0歳から中学校卒業までの医療費の自己負担分を助成します。
	医療支援	妊婦健康診査	妊娠週数によって、健康診査受診券を14回分発行します。
	医療支援	不妊治療費助成(一般・特定)	不妊治療を受ける夫婦の経済的負担の軽減のため、治療の一部を助成。
	医療支援	【新規】新生児聴覚検査費用助成	新生児(令和2年4月1日以降に出生し、申請日現在で1歳未満の児童)を対象に実施する聴覚検査の費用の一部を助成。
美濃加茂市	医療支援	福祉医療費助成	<ul style="list-style-type: none"> ・中学卒業まで全ての子どもの医療費の無償化 ・母子・父子世帯で18歳未満の子どものいる世帯の子どもと親の医療費の無償化 ・父母のいない18歳未満の子どもの医療費の無償化 ・重度心身障害者に対し、医療費の無償化
	医療支援	不妊治療費助成(一般・特定)	不妊治療を受ける夫婦の経済的負担の軽減のため、治療の一部を助成。
	医療支援	1か月母子健康診査費用助成事業	産後の母親の健康状態や乳児の成長発育、疾病の早期発見・早期治療を目的に、出産後の母子の1か月健康診査にかかる費用の一部を助成。
	医療支援	新生児聴覚検査費用助成事業	聴覚障害に対する早期のサポートを目的とし新生児期に行われる聴覚検査費用の一部を助成。
土岐市	医療支援	乳幼児等の医療費助成制度	中学3年生までのお子さんの保険診療で受診された医療費の自己負担分を助成します。
	医療支援	小児のインフルエンザ予防接種費用の助成	満1歳以上から中学3年生までのお子さんを対象に接種費用を助成します。
	医療支援	妊婦健康診査費用の助成	健康診査受診票を14枚交付し、健診費用の一部を助成します。
	医療支援	不妊治療費助成事業	不妊治療(一般・特定)を受けている夫婦の経済的な負担の軽減を図るため、治療費を助成します。
	医療支援	新生児聴覚検査・1か月児健康診査費用の助成	新生児聴覚検査・1か月児健診費用を助成します。(あわせて上限5,000円)

令和2年度 移住定住に関連する各種施策(医療支援関係)について

市町村	区分	事業名	事業内容
各務原市	医療支援	一般不妊治療費助成	保険適用外の1/2(最大5万円) 最大2年間
	医療支援	ヤング健診	19歳～39歳の方(職場で健診を受ける機会のない方)を対象に、自己負担金500円で健診を受けることができます。
	医療支援	特定不妊治療、男性不妊治療助成	県の助成に上乘せして助成を行う。
	医療支援	医療費助成制度(子ども)	中学校3年生までのお子さんに「福祉医療費受給者証」を交付し、入院・外来分の医療費の助成を行っています。
	医療支援	産後健康診査費助成	母体や新生児の健康確保、子育てに係る経済的負担の軽減を図るため、出産後1か月検診に対し、その費用の一部を助成しています。
	医療支援	母乳育児相談費助成	親子の愛着形成や、新生児の免疫を高める効果が期待される母乳による育児を支援するため、出産後4か月までの母子を対象に、その費用の一部を助成しています。
	医療支援	新生児聴覚検査費助成	生後6か月までのお子さんの聴覚検査に対し、検査費用の1/2(上限3,700円)を助成します。
	医療支援	妊婦健康診査	妊婦健康診査受診票を14枚交付し、健診料の一部を助成しています。
	医療支援	妊婦歯科健康診査	妊婦歯科健康診査受診票を交付し、指定医療機関において、歯科健康診査(問診、口腔内診査、口腔ケア指導)を実施しています。
	医療支援	歯周病検診	20歳・25歳・30歳・35歳・40歳・45歳・50歳・55歳・60歳・65歳・70歳を対象に、市内指定歯科医療機関にて、問診・口腔内診査を自己負担300円にて実施しています。
可児市	医療支援	福祉医療費助成事業	経済的負担を軽減し福祉の増進を図るため、重度心身障がい者、義務教育終了までの子ども、18歳までの子どもを扶養しているひとり親家庭の親とその子どもに対しての医療費を助成します。
	医療支援	特定不妊治療費助成事業	1回最大10万円。岐阜県の助成を必須とします。助成の回数は初めて助成をうける際の治療開始時の妻の年齢によって変わります。(43歳以上の人は、助成対象外) ①40歳未満の人は、助成を受ける際の治療開始時の妻の年齢が43歳になるまでに通算6回まで ②40～43歳未満の人は、助成を受ける際の治療開始時の妻の年齢が43歳になるまでに通算3回まで
	医療支援	妊婦健康診査	妊娠週数によって、健康診査受診券を14回分発行します。
	医療支援	妊婦歯科健康診査	指定歯科医療機関にて、自己負担金500円で受診していただけます。
山口市	医療支援	福祉医療費助成事業	・中学校卒業までの子ども、重度心身障害者、母子及び父子家庭の親及び子どもの医療費(入院・通院)に係る保険診療の自己負担分を助成します。 ・高校生など(15歳から18歳の学生証等を有する者の医療費(入院・通院)に係る保険診療の自己負担相当分を「山県まちづくり振興券」で保護者に助成します。
	医療支援	特定不妊治療費助成事業	特定不妊治療費(保険適応外分)のうち、県から受けた助成を控除した額について助成します。(限度額無／妻の年齢によって回数制限あり／1年以上市内に住所を有する必要あり)
	医療支援	男性不妊治療費助成事業	特定不妊治療にいたる過程の一環で行われる該当する治療費(保険適応外分)について県から受けた助成を控除した額について助成します。(限度額無／妻の年齢によって回数制限あり／1年以上市内に住所を有する必要あり)
	医療支援	一般不妊治療(人工授精)の助成	一般不妊治療(人工授精)に係る保険適用外の治療費について助成します。(限度額無／事前検査開始した月から連続した2年間:他市町村での助成期間も含む／申請及び治療開始時点で住所を有する必要あり)
	医療支援	不妊検査費助成事業	不妊症の診断にかかる該当する検査費の全額を助成します。(1回のみ／申請及び検査開始時点で住所を有する必要あり)
	医療支援	妊婦・子どものインフルエンザ予防接種費用の助成	インフルエンザ予防接種費用の一部を助成します。(1回の接種につき2,000円助成／接種回数は妊婦は1回、生後6か月から13歳未満は2回、13歳から中学3年までは1回)

令和2年度 移住定住に関連する各種施策(医療支援関係)について

市町村	区分	事業名	事業内容
瑞穂市	医療支援	福祉医療費助成制度	乳幼児等(18歳の年度末まで)、重度心身障害者(児)、母子家庭等の母及び子、父子家庭の父及び子に対し、保健の向上と福祉の増進を図るため、医療受診の際の保険診療にかかる自己負担額について助成しています。
	医療支援	大人のための健(検)診の実施及び結果に基づく保健指導	<ul style="list-style-type: none"> ・がん検診(乳・子宮・大腸・胃・肺) ・goodライフ健診(20~38歳のかたが対象)及びgoodライフ健康セミナーの開催 ・肝炎ウイルス検診 ・骨粗しょう症検診 月に1回健康相談を開催する他、健康推進課窓口や電話にて随時の相談を受け付け、保健師または管理栄養士による助言や支援を行っています。
	医療支援	不妊治療費助成	不妊で悩む夫婦の経済的負担の軽減を図るため、特定不妊治療(体外受精・顕微授精)・一般不妊治療(人工授精)・男性不妊治療にかかる費用の一部を助成します。
飛騨市	医療支援	乳幼児福祉医療費助成事業	中学校卒業まで医療費を無料化します。(通院、入院とも助成)
	医療支援	妊婦一般健康診査費助成事業	お母さんと赤ちゃんの健康と安全な出産のため、妊婦の定期健診費用の一部を助成します。(妊婦一般健康診査費14回分の助成)
	医療支援	妊婦歯科検診費助成事業	妊婦の歯周病を早期発見するため、歯科健診費用の一部を助成します。(歯科健診費3,500円の助成(個人負担500円有り))
	医療支援	妊婦通院費助成事業	次の要件をすべて満たす方 ①出産のため医療機関等に7回以上通院していた方 ②申請日現在、市内に1年以上住所を有し、引き続き市内に居住される意志を持つ方 (限度額:2万円)
	医療支援	妊婦一か月検診助成事業	産婦1か月健診の負担軽減のため、費用の一部を助成します。(限度額:3,000円)
	医療支援	特定不妊治療費助成事業	特定不妊治療の負担軽減のため、費用の一部を助成します。(限度額:30万円/回、1年度あたり3回を限度(通算5年間、通算10回まで))
	医療支援	一般不妊治療費助成事業	一般不妊治療の負担軽減のため、費用の一部を助成します。(自己負担の1/2 限度額:5万円/年)
	医療支援	不育症治療費助成事業	不育症治療の負担軽減のため、費用の一部を助成します。(自己負担の1/2 限度額:30万円/治療期間)
	医療支援	不妊・不育治療通院費助成事業	不妊・不育治療の通院にかかる負担を軽減するため、通院費の一部を助成します。(15,000円/治療期間)
	医療支援	がん検診推進事業	検診年度4月1日に下記の各年齢に達した方が対象 子宮頸がん検診20・25・30・35・40歳(5年毎) 乳がん検診40・45・50・55・60歳(5年毎) 胃がん検診40・45・50歳(5年毎) 大腸がん検診40・45・50・55・60歳(5年毎) 対象者の方へ受診クーポン券を送付します(クーポンにより、自己負担分が無料)
医療支援	大人の風しんワクチン予防接種費用助成事業	生まれてくる赤ちゃんを「先天性風疹症候群」から守ることを目的として予防接種(任意予防接種)費用の一部を助成します。(上限:8,000円/回 1人につき1回限り)	

令和2年度 移住定住に関連する各種施策(医療支援関係)について

市町村	区分	事業名	事業内容
本巢市	医療支援	妊婦健康診査費の助成	市が委託していない医療機関及び助産所で妊婦健康診査を受ける場合、妊婦健康診査に係る費用の一部を助成します。
	医療支援	一般不妊治療(人工授精)費助成金	一般不妊治療(人工授精)を受けている方に対して、治療に要する費用の一部を助成します。 ・1年度あたり本人負担額として支払った金額の1/2と5万円のいずれか少ない方の額
	医療支援	特定不妊治療費助成金	特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)を受けている夫婦に対して、治療に要する費用の一部を助成します。 ・上限年額20万円(通算5会計年度まで)
	医療支援	新生児聴覚検査費助成金	新生児聴覚(新生児の耳の聞こえ)について、初回検査及び確認検査に要する費用の一部を助成します。 ・上限3,700円
	医療支援	2次及び3次予防接種医療機関接種料の助成	地域の診療所等では受けられず、2次及び3次医療機関において法に定める予防接種を受けた方に助成します。 ・予防接種に係る料金
	医療支援	風しん予防接種(行政措置予防接種)費用の助成	先天性風しん症候群の発生を防ぐために、風しん抗体を十分保有していない女性等に対して風しん予防接種の費用を助成します。 ・自己負担無料(市内委託医療機関での接種)
	医療支援	骨髄移植ドナー等助成事業	骨髄移植ドナーとして骨髄等の提供をした方と、その方を雇用している事業所に対して、助成を行います。 ・骨髄移植ドナー:2万円/日×7日=14万円 ・事業所:1万円/日×7日=7万円
	医療支援	乳幼児等医療費助成制度	中学校卒業までのお子さんの通院や入院の医療費に係る費用(保険診療内)を助成します。
	医療支援	乳幼児等インフルエンザ助成	生後6ヶ月から中学校卒業までのお子さんに対して、インフルエンザ予防接種費用を助成します。 ・生後6ヶ月から13歳未満:1回1,000円を上限に2回 ・13歳以上15歳未満:1,000円を上限に1回
	医療支援	高校生等福祉医療費助成制度	高校卒業までのお子さんの入院の医療費にかかる費用(保険診療内)の一部を商品券にて助成します。
医療支援	ドック健診費用助成金	医療機関等でドック健診(総合健康診査)を受診された場合、費用の一部を助成します。 ・健診料の1/3(上限1万1千円)	
郡上市	医療支援	任意予防接種費助成事業	「おたふくかぜワクチン」及び「小児インフルエンザ」の予防接種費用の一部を助成することで経済的負担を軽減し、予防接種を受けやすくし、病気の予防や重症化の予防に繋げる。
	医療支援	妊婦健診	健康な子どもを安心して産めるよう、妊婦健診(14回分)の助成を行う。
	医療支援	小中学生医療費助成事業	市単独で小中学生を対象に、通院・入院費を助成する。
	医療支援	高校生等医療費助成事業	市単独で、高校生等(満15歳に達した日以後における最初の4月1日から満18歳に達した日以後における最初の3月31日までの者)を対象に、通院・入院に係る医療費自己負担相当分を郡上市商工会が発行する郡上市共通商品券で交付します。
	医療支援	母子1ヶ月健診事業	産後1ヶ月の母と子に対する健診費用を助成します。(上限10,000円)
	医療支援	一般不妊治療費助成事業	保険適用外となる人工授精による不妊治療費を年間5万円を限度に自己負担額の1/2を助成します。
	医療支援	特定不妊治療費助成事業	体外受精及び顕微授精による不妊治療費の県制度(初回30万円)に、上乗せ助成を行うもの。1回あたり上限10万円。(県の承認通知が必要になります)
	医療支援	新生児聴覚検査費助成	赤ちゃんの耳の聞こえを早い時期に確かめることで、適切な対応をすることができます。検査(自動ABR検査に限る。)にかかる費用を一部助成します。(3,000円)
医療支援	定期予防接種事業	定期A類疾病及びB類疾病に指定される予防接種費用を助成します。 (A類については全額、B類については一部助成)	
下呂市	医療支援	乳幼児・小学生・中学生医療費助成	中学生までの医療費(保険内自己負担分)を全額助成します。(所得制限なし)
	医療支援	子育て支援予防接種事業	国で定められた子どもに対する定期予防接種を全額助成します。 また、インフルエンザ、おたふくかぜの任意予防接種に対し、費用の一部を助成します。

令和2年度 移住定住に関連する各種施策(医療支援関係)について

市町村	区分	事業名	事業内容
海津市	医療支援	乳幼児医療費助成	海津市在住の0歳から中学生に対し、保険診療にかかる自己負担額の一部を助成する。
	医療支援	特定不妊治療費助成	岐阜県特定不妊治療助成事業の支援となる特定不妊治療に要した費用のうち、岐阜県の助成金額を控除した額で、1回の治療につき10万円を限度とします。
	医療支援	一般不妊治療費助成	一般不妊治療に要した費用の一部について、1年度(3月～翌年2月までの診療分)あたり5万円を上限に自己負担額の1/2を助成します。
	医療支援	養育医療費の助成	養育のため入院することを必要とする未熟児に対し、養育医療に要する費用を支給します。
	医療支援	母子家庭・父子家庭等の医療費助成	母子家庭のお母さんやお子さんまたは父子家庭のお父さんやお子さんが、両親のいないお子さんが、保険診療した医療費の自己負担額を助成します。
	医療支援	予防接種の実施、助成・各種がん等検診	予防接種法に基づき、被接種者へ費用を助成します。また、がん等各種健(検)診を実施します
	医療支援	妊婦健診事業	妊娠期の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図るため、妊婦健康診査・妊婦歯科健診を実施します。
	医療支援	乳幼児健診事業	乳幼児の病気の予防と早期発見、及び健康の保持・増進、さらに親子の心身の健康支援を目的に、乳幼児健康診査を実施します。また、検査及び医療費を公費助成する、新生児聴覚検査費助成事業、未熟児養育医療費助成事業を実施します。
	医療支援	人間ドック助成事業	人間ドックを受診された方へ検査費用の一部を助成します。
岐南町	医療支援	不妊治療費の助成	不妊治療に要する費用の一部を助成することにより、不妊で悩む夫婦の経済的負担の軽減を図る。検査:最大3万円 治療(一般):最大5万円、(特定):最大12万5千円
	医療支援	インフルエンザ予防接種助成事業	子育て世帯の経済的負担の軽減を図る(満1歳から中学3年生まで)。1,000円/回(予定)
	医療支援	産後健康診査助成事業	産後の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図るため、産後健康診査の費用を助成します。
	医療支援	妊婦健診事業	妊娠期の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図るため、妊婦健康診査・妊婦歯科健診を実施します。
	医療支援	人間ドック助成事業	人間ドックを受診された方へ検査費用の一部を助成します。
	医療支援	子ども医療費助成	岐南町在住の0歳から中学生に対し、保険診療にかかる自己負担額を助成する。
笠松町	医療支援	福祉医療給付費(重度・母子・父子・乳児)	町の人口動向で老人人口が増加し、その反面、若者の減少、出生率の低下傾向がみられる。今後の老人福祉を支えるべき若者の定住・転入を期待し、子を持つ若者への配慮と、将来の笠松町を担うべき子供を安心して産み育てられるように乳幼児・児童・生徒(中学校卒業まで)の個人負担医療費(食事療養費を除く保険適用内。)の全額を助成することとした。
	医療支援	予防接種事業	高齢者インフルエンザ予防接種助成などに加え、妊娠希望者などに対する風しん予防接種を行い、疾病予防の更なる充実を図ります。高齢者インフルエンザ予防接種(定期・任意) 3,380円を上限に助成します。
	医療支援	不妊症診断検査費助成事業	不妊症の診断のための検査費用を3万円を上限に助成します。
	医療支援	一般不妊治療助成事業	一般不妊治療(人工授精)に要した費用(医療保険適用外)の一部(支払った金額の2分の1で上限5万円)を助成します。
	医療支援	特定不妊治療費助成事業	特定不妊治療(体外受精または顕微授精)に要する費用の一部を助成します。
	医療支援	新生児聴覚検査費用助成事業	新生児聴覚検査を安心して受けていただけるように、検査費用の一部(上限3,700円)を助成します。
	医療支援	妊婦健康診査費負担	母子健康手帳を交付する時などに、妊婦健康診査受診票を14枚交付します。
	医療支援	育児ほほえみ相談事業	1歳未満の乳児を持つ保護者の方を対象に、町内の医療機関等(2か所)の助産師に育児相談、授乳相談等の費用を2,200円を上限(1回)に助成します。
	医療支援	妊婦歯科健康診査	妊婦さんの健康の保持・増進を図るため、妊娠中に1回(無料)妊婦歯科健康診査を実施します。
	医療支援	産後健診助成	母子健康手帳を交付する時などに、産後健康診査受診票を2枚交付します。(出産後2週間前後及び出産後1か月前後の2回助成。1回5,000円上限)
	医療支援	産後ケア	育児不安や家族等から支援を受けられない方を対象に宿泊型、デイサービス型、訪問型を実施。(宿泊型7,500円、デイサービス型3,500円、訪問型無料)

令和2年度 移住定住に関連する各種施策(医療支援関係)について

市町村	区分	事業名	事業内容
養老町	医療支援	乳幼児等福祉医療助成制度	0歳児～小学校就学前、小学校1年生～中学校3年生を対象に病気などのため医療機関で診療を受けた場合に支払う保険診療分の医療費自己負担分を助成。
	医療支援	特定不妊治療費助成事業	特定不妊治療費のうち、県から受けた助成を控除した額について助成する。(限度額 10万円/回(通算5年間まで))
垂井町	医療支援	乳幼児医療費助成制度	出生から15歳到達後、最初の3月末までの医療費(保険適用分)が無料。
	医療支援	一般不妊治療(人工授精)の助成制度	1年度の人工授精にかかる保険適用外の治療費の2分の1で、上限5万円まで。(1,000円未満は切り捨て) ※1年度とは、3月から翌年2月までの診療分を対象とする。
	医療支援	男性不妊治療費の助成制度	岐阜県特定不妊治療費助成事業の助成金のうち、男性不妊治療に係る助成金を2分の1を助成します。(1,000円未満は切り捨て)
	医療支援	特定不妊治療費の助成制度	岐阜県特定不妊治療費助成事業の対象となる、特定不妊治療に要した額から岐阜県の助成額を(男性不妊治療に係る額を除く)差し引いた額で、10万円を限度に助成します。
	医療支援	高齢者肺炎球菌ワクチン接種費用助成事業	高齢者の肺炎予防を推進するため、定期予防接種対象者で23価肺炎球菌ワクチンの接種を医療機関で受けた者に対し、接種費用の一部を助成をする。
	医療支援	風しんワクチン接種費用助成事業	先天性風しん症候群の発生を防止するため、①妊娠を希望する女性、②風しん抗体価が基準値以下の妊婦の夫及び同居人(①②いずれも抗体価が基準値以下の者)に対し、ワクチンの接種費用を助成する。
関ヶ原町	医療支援	乳幼児等医療費助成事業	出生から18歳到達後、最初の3月末まで医療費の一部負担金を助成。
	医療支援	特定不妊治療費助成金事業	特定不妊治療(体外受精・顕微授精)について、岐阜県特定不妊治療費の助成を受けた方を対象に追加助成。
	医療支援	一般不妊治療費助成金事業	一般不妊治療に係る費用の一部を助成。
	医療支援	新生児聴覚検査費助成金事業	新生児の耳の聞こえの異常を早期に発見し、早期療養に結びつけるための検査費の一部を助成。
	医療支援	予防接種費助成金事業	成人風しんワクチンの接種費用の一部を助成。
神戸町	医療支援	各種予防接種助成	妊婦歯科健診 無料(妊娠中に1回無料で歯科健診を受診)
	医療支援	福祉医療助成事業	乳幼児、児童・生徒、高校生等の医療費を助成。

令和2年度 移住定住に関連する各種施策(医療支援関係)について

市町村	区分	事業名	事業内容
輪之内町	医療支援	任意予防接種費用助成事業	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、高齢者の肺炎球菌、ロタウイルス胃腸炎、B型肝炎ウイルス、成人の風疹予防を目的として、予防接種に係る経済的負担を軽減する。 助成額:2,500円～7,000円(助成回数に制限あり)
	医療支援	子宮頸がん検診助成	安八郡外の医療機関で受診する子宮頸がん検診助成 対象:20歳以上(年度内1人1回のみ) 助成額:1,800円を超えた額(保険診療外での助成)
	医療支援	肺がん検診助成	肺がん検診助成 対象:40歳以上(年度内1人1回のみ) 助成額:検診費用の半額(上限2,500円、保険診療外での助成)
	医療支援	ピロリ菌除菌治療費助成	ピロリ菌除菌治療にかかる助成 対象:40歳～75歳(1人1回のみ) 助成額:除菌に要した費用から3,000円をひいた額(上限20,000円)
	医療支援	新生児聴覚検査	産婦人科で行う自動ABR又はOAEによる聴覚検査にかかる助成 対象:新生児 助成額:検査に要した費用の半額(上限3,000円)
	医療支援	福祉医療費助成事業	町内に住所があり、国民健康保険または社会保険に加入している方で以下の要件に該当する方に医療費の助成を行う。 【乳幼児・小中学生・高校生世代】 ※所得制限なし 満18歳に達した日以降における最初の3月31日までの児童 【重度身体障害者】 ※所得制限あり 身体障害者手帳(1～3級)、療育手帳(A1,A2,B1)、精神障害者保健福祉手帳(1,2級)を持っている方 【母子家庭等】 ※所得制限あり 満18歳に達した日以降における最初の3月31日までの間にある児童を監護または養育している配偶者のない女子または養育者及び該当児童 【父子家庭】 ※所得制限あり 満18歳に達した日以降における最初の3月31日までの間にある児童を監護または養育している配偶者のない男子及び該当児童
安八町	医療支援	乳幼児等医療費助成	町内在住の中学生までの医療費の自己負担分を助成。
	医療支援	新生児聴覚検査	産婦人科で行う自動ABRによる聴覚検査にかかる助成 対象:新生児 助成額:3,700円
	医療支援	任意予防接種費用助成事業	任意予防接種費用を助成する。対象となる予防接種は、おたふくかぜ、インフルエンザ。
	医療支援	健康増進健診	19歳～39歳の方(職場で健診を受ける機会のない方)を対象に、自己負担金800円で健診を受けることができます。
	医療支援	子宮頸がん検診助成	安八郡外の医療機関で受診する子宮頸がん検診助成 対象:20歳以上(年度内1人1回のみ) 助成額:1,700円を超えた額(保険診療外での助成)
	医療支援	不妊治療費助成	一般不妊治療費のうち、本人負担額の1/2を助成(限度額5万円(継続する2年間)) 特定不妊治療費のうち、県から受けた助成を控除した額について助成。(限度額 10万円(通算5年間まで))
	医療支援	妊婦健康診査助成	医療機関で行う妊婦健診に利用できる妊婦健康診査受診券を交付する。(14回分)
	医療支援	妊婦歯科検診	妊婦歯科健診受診票を交付し、町内指定歯科医療機関において、歯科検診(問診、口腔内検査、口腔ケア指導)を実施しています。
	医療支援	歯周疾患検診	40歳・50歳・60歳・70歳を対象に、郡内指定歯科医療機関にて、口腔内診査を自己負担700円にて実施しています。
揖斐川町	医療支援	各種助成	・任意予防接種費用助成(流行性耳下腺炎助成3,000円・高齢者肺炎球菌助成3,000円 いずれも1回限り) ・成人の風しん予防接種費用助成 全額 ・新生児聴覚検査費用助成3,000円 ・不妊治療助成 特定不妊治療1人年間上限10万円・5年間、一般不妊治療1人年間上限5万円・2年間 ・ヤング健康診査(19～39歳を対象とする健診)自己負担500円 ・歯周病疾患検診(30歳以上全員を対象とする)自己負担500円
	医療支援	乳幼児等医療費助成	町内在住の高校生世代(18歳に達した年度末)までの医療費の自己負担分を助成。

令和2年度 移住定住に関連する各種施策(医療支援関係)について

市町村	区分	事業名	事業内容
大野町	医療支援	任意予防接種費助成	任意予防接種(おたふくかぜ、肺炎球菌、風しん)費用の一部又は全額助成
	医療支援	新生児聴覚検査助成	新生児の聴覚検査費用の一部助成
	医療支援	不妊治療費助成	一般・特定不妊治療に係る費用の一部助成
	医療支援	30歳代検診	30～39歳を対象とする検診
	医療支援	歯周病検診	30歳以上5歳ごとの節目の年齢、妊娠中の方を対象
	医療支援	乳幼児等医療費助成	中学校3年生の年度末までの医療費を全額助成及び15歳から18歳までの入院に係る医療費の助成
池田町	医療支援	福祉医療費助成事業	町内在住の0歳から18歳までの医療費の自己負担分を助成。
	医療支援	任意予防接種費用助成事業	任意予防接種費用を助成する。対象となる予防接種は、おたふくかぜ、風しん。
	医療支援	新生児聴覚検査	検査を希望される方に、検査費用のうち初回検査と確認検査それぞれ3,000円を助成。
	医療支援	特定不妊治療の費用助成	町内定住者であれば、1年度(4月1日～翌年3月31日)あたり10万円を限度に、通算5年間助成。
	医療支援	一般不妊治療の費用助成	町内定住者であれば、1年度(3月診療分～翌年2月診療分までの1年間)につき、医療機関及び医療機関からの処方により院外処方を受けた薬局等に対し、本人負担額として支払った金額に2分の1と5万円のいずれか少ない方の額を通算2年間助成。
北方町	医療支援	福祉医療費助成	町内在住の中学生までの医療費の自己負担分を助成。
	医療支援	【新規】新生児聴覚スクリーニング検査費助成	新生児の聴覚検査費用を助成。助成額:3,700円(限度回数1回)
	医療支援	【新規】風しんワクチン接種費用助成事業	先天性風しん症候群の発生を防止するため、①妊娠を希望する女性、②妊娠を希望する女性の夫または同居者、③風しん抗体価が基準値以下の妊婦の夫及び同居人(①②③いずれも抗体価が基準値以下の者)に対し、ワクチンの接種費用を助成する。
	医療支援	不妊治療費助成制度	一般不妊治療費のうち、本人負担額の1/2を助成(限度額5万円(継続する2年間)) 特定不妊治療費のうち、県から受けた助成を控除した額について助成。(限度額 10万円(通算5年間まで))
	医療支援	【新規】男性不妊治療費の助成制度	特定不妊治療の一環として実施される男性不妊治療に係る治療費について、県から受けた助成を控除した額の2分の1を助成します。(上限額5万円)
	医療支援	【新規】骨髄移植ドナー等助成事業	骨髄移植ドナーとして骨髄等の提供をされた方、その方を雇用している事業所に対して、助成を行います。 ・骨髄移植ドナー:2万円/日×7日=14万円 ・事業所:1万円/月×7月=7万円
	医療支援	【新規】がん患者医療用補正具購入助成	がん患者の医療用ウィッグ及び装着に必要な頭皮保護用のネット購入費の助成(対象経費の1/2) ただし、岐阜県の助成を受けた額を差し引いた額。上限1万円
	医療支援	わかば健診	19～39歳の職場で健診を受ける機会のない方を対象に、健診を実施。
	医療支援	妊婦健康診査助成	医療機関で行う妊婦健診に利用できる妊婦健康診査補助券を交付する。
坂祝町	医療支援	乳幼児医療の無料化(中学生まで)	0歳から中学校卒業までの子どもの通院・入院にかかる医療費を全額公費(町単含む)負担する。
	医療支援	一般不妊治療費助成	一般不妊治療(人工授精)に要した費用の一部の助成。 一般不妊治療費のうち、本人負担額の1/2を助成(限度額5万円(継続する2年間))
	医療支援	特定不妊治療費助成	体外受精、顕微授精(特定不妊治療)を受けられた方に治療費の一部を助成。1年度あたり上限10万円まで助成。助成期間は5年間
	医療支援	妊婦健康診査助成	医療機関で行う妊婦健診に利用できる妊婦健康診査受診券を交付する。
	医療支援	養育医療給付	生まれた時の体重が2,000g以下又は身体の発育が未熟なまま出生した子が、指定医療機関へ入院し医療を受ける場合に、その治療に必要な医療費を助成
	医療支援	新生児聴覚スクリーニング検査費助成	新生児の聴覚検査費用を助成。助成額:3,700円(限度回数1回)

令和2年度 移住定住に関連する各種施策(医療支援関係)について

市町村	区分	事業名	事業内容
富加町	医療支援	一般不妊治療費助成	人工授精に係る保険適用外の治療費を助成する。
	医療支援	特定不妊治療費助成	体外受精及び顕微受精による不妊治療費を助成する。
	医療支援	妊婦健康診査助成	医療機関で行う妊婦健診に利用できる妊婦健康診査受診券を交付する。
	医療支援	新生児聴覚検査費助成	新生児の聴覚検査(AABR検査)料を助成する。
	医療支援	養育医療給付	生まれた時の体重が2,000g以下又は身体の発育が未熟なまま出生した子が、指定医療機関へ入院し医療を受ける場合に、その治療に必要な医療費を助成する。
	医療支援	福祉医療助成事業	0歳から中学校卒業までの子どもの通院・入院に係る医療費の自己負担分(保険適用分)を全額助成する。
川辺町	医療支援	福祉医療助成事業	18歳までの入院・通院にかかる医療費を全額助成します。
	医療支援	不妊治療費助成	医療保険各法に基づく給付の対象とならない一般不妊治療(人工授精)に係る費用の一部を助成します。(上限5万円/年度) 高額な医療費がかかる特定不妊治療に要した費用の一部を助成します。(上限10万円/年度)
	医療支援	妊婦健康診査助成	妊娠週数によって、健康診査受診券を14回分発行します。
	医療支援	妊婦歯科健康診査	妊婦歯科健康診査受診票を交付し、指定医療機関において、歯科健康診査(問診、口腔内検査、口腔ケア指導)を無料で実施しています。
	医療支援	新生児聴覚検査助成	新生児の聞こえの状況を早期に確かめることを目的とし、検査費用の一部(ABR検査は上限3,700円、OAE検査は上限1,300円)を助成する。
	医療支援	各種健康診査助成	健診年度の4月1日に下記の各年齢に達した方が対象 ・子宮頸がん検診 20歳 ・乳がん検診 40歳 ・胃がん検診 42歳、46歳、50歳、54歳、58歳、62歳 ・大腸がん検診 40歳 ・肺がん検診 64歳以上 ・骨粗鬆症検診 20歳、40歳 上記について、自己負担無料で受けることができます。
	医療支援	歯周病検診	20歳、25歳、30歳、35歳、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳を対象に、指定歯科医療機関にて、問診・口腔内検査を自己負担500円にて実施しています。
	医療支援	ピロリ菌検査	40歳以上で胃がん検診を受けた方は検査料2,000円で受けることができます。
	医療支援	骨髄移植ドナー等助成事業	骨髄移植ドナーとして骨髄等の提供をした方と、その方を雇用している事業所に対して、助成を行います。 ・骨髄移植ドナー:2万円/日×7日=14万円 ・事業所:1万円/日×7日=7万円
医療支援	特別の理由による任意予防接種費用助成	骨髄移植等の理由により、接種済みの予防接種の予防効果が期待できないと医師に判断され、任意の予防接種の再接種を受ける者に対する接種費用の一部を助成します。	
七宗町	医療支援	福祉医療制度(医療支援)	・18才以下全ての子どもの医療費の無償化 ・母子・父子世帯で18歳未満の子どものいる世帯の子どもと親の医療費の無償化 ・重度心身障害者に対し、医療費の無償化 ※上記全て所得制限はない。
	医療支援	妊婦健康診査助成	・妊娠週数によって、健康診査受診券を14回分発行
	医療支援	一般不妊治療費助成	一般不妊治療(人工授精)に要した費用の一部の助成。 一般不妊治療費のうち、本人負担額の1/2を助成(限度額5万円(継続する2年間))
	医療支援	特定不妊治療費助成	体外受精、顕微授精(特定不妊治療)に要した費用の一部を助成。1回の治療につき30万円まで、通算10回まで。
	医療支援	新生児聴覚検査助成	新生児の聞こえの状況を早期に確かめることを目的とし、検査費用の一部(ABR検査は上限3,700円、OAE検査は上限1,300円)を助成する。

令和2年度 移住定住に関連する各種施策(医療支援関係)について

市町村	区分	事業名	事業内容
八百津町	医療支援	乳幼児等医療費助成	0歳児から中学3年生の子どもの医療費の自己負担額を助成します。受診された医療機関の窓口に乳幼児福祉医療費受給者証と健康保険証を提示することで、原則として無料で医療が受けられます。
	医療支援	新生児聴覚検査助成	新生児の間こえの状況を早期に確かめることを目的とし、出生時町内に住所を有する子どもに対し、上限3,700円を検査費用の一部として助成します。
	医療支援	妊産婦検診	・妊娠週数によって、健康診査受診券を14回分発行します。
	医療支援	特定不妊治療費助成	高額な医療費がかかる特定不妊治療(体外受精・顕微授精)に要した費用の一部を助成します。(上限10万円/年度)
	医療支援	一般不妊治療費助成	一般不妊治療(人工授精)に要した費用の一部を助成します。(上限5万円/年度)
	医療支援	不育症治療費助成	不育症と診断され治療を受けた方の医療費自己負担分の一部を助成します。(上限5万円/年度)
白川町	医療支援	子ども医療費助成事業	18歳(高校3年生)までの医療費を全額助成する。 また、入院時の食事代を全額助成する。
	医療支援	妊婦健康診査費助成	妊婦健康診査受診券を14回分発行する。
	医療支援	特定不妊治療費助成	特定不妊治療(体外受精・顕微授精)に要した費用の一部を助成する。(県補助対象となる者を対象とし、補助残の上限10万円×2回/年度まで)
	医療支援	一般不妊治療費助成	一般不妊治療(人工授精)に要した費用の一部を助成。 自己負担額の1/2を助成(限度額5万円(継続する2年間))
	医療支援	任意予防接種費助成	妊婦、生後6か月～中学生までのインフルエンザ予防接種の費用を一部助成。1人2000円×2回まで/年度
医療支援	新生児聴覚検査助成	新生児の間こえの状況を早期に確かめることを目的とし、出生時町内に住所を有する保護者に対し、検査費用の一部(ABR検査は上限6,000円、OAE検査は上限3,000円)を助成する。	
東白川村	医療支援	子ども医療費支給事業	子ども医療費の助成金を18歳到達後初めてむかえる3月31日までに拡大し、入院、外来医療費の全額助成を実施する。
御嵩町	医療支援	子ども医療費助成	義務教育就学修了まで、お子さんの入院・通院にかかる保険適用分の医療費を助成
	医療支援	新生児聴覚検査費助成	新生児の聴覚検査費用の一部を還付
	医療支援	妊婦健康診査費助成	妊婦の健康診査のうち14回分を助成
	医療支援	一般不妊治療助成事業	不妊治療(人工授精)の費用の一部を助成(自己負担額の1/2(限度額5万円、通算2年度))
	医療支援	特定不妊治療費助成事業	不妊治療(体外受精・顕微授精)の費用の一部を助成(限度額10万円、通算5年度)
医療支援	歯周病検診	20歳、25歳、30歳、35歳、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳を対象に、指定歯科医療機関にて、問診・口腔内検査を自己負担500円にて実施	
白川村	医療支援	村単児童医療費助成事業	15歳(中学3年生)までの医療費を全額助成する